

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月5日

【発行者（受託者）名称】 みずほ信託銀行株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 笹田 賢一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

【事務連絡者氏名】 みずほ信託銀行株式会社  
不動産信託部  
次長 鷗澤 裕二

【電話番号】 03-6627-8000（代表）

【発行者（委託者）氏名又は名称】 株式会社KRTS4

【代表者の役職氏名】 代表取締役 武野氏 伸哉

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

【事務連絡者氏名】 ケネディクス株式会社  
デジタル・セキュリティゼーション部長  
関 敏隆

【電話番号】 03-5157-6266

【届出の対象とした募集有価証券の名称】 ケネディクス・リアルティ・トークン 大阪レジデンス - 東西都市開発エリア - （デジタル名義書換方式）

【届出の対象とした募集有価証券の金額】 一般募集 4,396,800,000円  
（注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月21日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先であるケネディクス株式会社の状況等に関する事項を追加し、また、アセット・マネージャーに対するアセット・マネジメント報酬に関する事項を訂正し、加えて、2025年11月26日付で受託者の2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表につき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第193条の2第1項の規定に基づく中間監査が完了いたしましたので、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況」の記載の一部を訂正及び更新するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

##### 1 4 その他

### 第二部 信託財産情報

#### 第1 信託財産の状況

##### 3 信託の仕組み

##### (1) 信託の概要

信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

### 第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報

#### 第1 受託者の状況

##### 1 受託者の概況

##### (1) 資本金の額等

##### 2 事業の内容及び営業の概況

##### 3 経理の状況

（添付書類）

引受契約書

## 3【訂正箇所】

<訂正前>及び<訂正後>に記載している\_\_\_\_\_ 罫部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況 3 経理の状況」は、原届出書の更新後に追加された内容を記載します。

### 第一部【証券情報】

#### 第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

##### 1 4【その他】

<訂正前>

（前略）

##### (5) 指定先

引受人は、発行者が指定する販売先として、ケネディクス株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、3,800口を販売する予定です。

##### (6) 売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先に、引受人に対し、引受契約締結日（同日を含みます。）から2026年8月末日に終了する信託計算期間の終了後最初に到来する決算発表日（同日を含みます。）又はSTARTにおける取引開始日までのいずれか早い日までの期間中、本募集の一部として行われるものを除き、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を約するよう要請する予定です。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(5) 指定先

引受人は、発行者が指定する販売先として、ケネディクス株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、3,800口を販売する予定です。  
指定先の状況等については、以下のとおりです。

## 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称		ケネディクス株式会社
	本店の所在地		東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役 寺本 光
	資本金（2025年12月5日現在）		10,753,777,036円
	事業の内容		アセットマネジメント事業、不動産投資事業及び不動産賃貸事業を営んでいます。
b. 発行者と指定先との間の関係	出資関係	発行者が保有している指定先の株式の数（2025年12月5日現在）	-
		指定先が保有している本受益権の数（2025年12月5日現在）	-
c. 指定先の選定理由	人事関係		発行者と指定先との間には、人事関係はありません。
	資金関係		発行者と指定先との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等の関係		指定先は、発行者の発行する本信託の精算受益権を保有します。また、発行者は、引受契約締結日に、指定先及び引受人との間で、一般受益権引受契約を締結します。
d. 販売しようとする本受益権の数			3,800口
e. 受益権の保有方針			委託者は、指定先より、指定先が保有した本受益権については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。
f. 払込みに要する資金等の状況			委託者は、指定先より現金預金残高を確認することにより、指定先が上記3,800口の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g. 指定先の実態			委託者は、指定先より、反社会的勢力等とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。

## 本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をします。その内容については、後記「(6) 売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は本募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

## (6) 売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先は、引受人との間で、引受契約締結日（同日を含みます。）から2026年8月末日に終了する信託計算期間の終了後最初に到来する決算発表日（同日を含みます。）又はSTARTにおける取引開始日までのいずれか早い日までの期間中、本募集の一部として行われるものを除き、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を合意します。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有します。

（後略）

## 第二部【信託財産情報】

## 第1【信託財産の状況】

## 3【信託の仕組み】

## (1)【信託の概要】

## 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

<訂正前>

（前略）

## b. アセット・マネージャーに関する報酬等

（前略）

インセンティブ報酬	<p>（前略）</p> <p>ただし、初回のアセット・マネジメント報酬計算期間におけるインセンティブ報酬は、上記の金額に当該アセット・マネジメント報酬計算期間において受託者が本件不動産受益権準共有持分又は投資対象不動産の共有持分を保有した期間の実日数（取得日当日を含みます。）を乗じ、2025年9月1日（同日を含みます。）から2026年2月末日（同日を含みます。）までの期間の実日数にて除した金額（千円未満切捨）とし、最終回のアセット・マネジメント報酬計算期間におけるインセンティブ報酬は、上記の金額に当該アセット・マネジメント報酬計算期間において受託者が本件不動産受益権準共有持分又は投資対象不動産の共有持分を保有した期間の実日数（売却日の当日も含みます。ただし、受託者及び/若しくはアセット・マネージャーが本件不動産受益権準共有持分若しくは投資対象不動産の共有持分の全部の売却を完了しないままアセット・マネジメント業務委託契約が終了した場合又はアセット・マネージャーがその地位を第三者に譲渡した場合は、それぞれ終了日又は地位の譲渡日までの期間の実日数とし、当該終了日及び地位の譲渡日の当日は含みません。）を乗じ、最終回のアセット・マネジメント報酬計算期間の実日数にて除した金額（千円未満切捨）とします。</p> <p>（後略）</p>
-----------	---

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

b. アセット・マネージャーに関する報酬等

( 前略 )

インセンティブ報酬	<p style="text-align: right;">( 前略 )</p> <p>ただし、初回のアセット・マネジメント報酬計算期間におけるインセンティブ報酬は、上記の金額に当該アセット・マネジメント報酬計算期間において受託者が本件不動産受益権準共有持分又は投資対象不動産の共有持分を保有した期間の実日数（取得日当日を含みます。）を乗じ、2025年9月1日（同日を含みます。）から2026年8月末日（同日を含みます。）までの期間の実日数にて除した金額（千円未満切捨）とし、最終回のアセット・マネジメント報酬計算期間におけるインセンティブ報酬は、上記の金額に当該アセット・マネジメント報酬計算期間において受託者が本件不動産受益権準共有持分又は投資対象不動産の共有持分を保有した期間の実日数（売却日の当日も含みます。ただし、受託者及び/若しくはアセット・マネージャーが本件不動産受益権準共有持分若しくは投資対象不動産の共有持分の全部の売却を完了しないままアセット・マネジメント業務委託契約が終了した場合又はアセット・マネージャーがその地位を第三者に譲渡した場合は、それぞれ終了日又は地位の譲渡日までの期間の実日数とし、当該終了日及び地位の譲渡日の当日は含みません。）を乗じ、最終回のアセット・マネジメント報酬計算期間の実日数にて除した金額（千円未満切捨）とします。</p> <p style="text-align: right;">( 後略 )</p>
-----------	---

( 後略 )

### 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】

#### 第1【受託者の状況】

##### 1【受託者の概況】

##### (1) 資本金の額等

&lt; 訂正前 &gt;

資本金の額（2025年3月末日現在）

資本金 247,369百万円

発行する株式の総数 15,854,803,547株

発行済株式の総数 8,870,501,392株

過去5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

&lt; 訂正後 &gt;

資本金の額（2025年9月末日現在）

資本金 247,369百万円

発行する株式の総数 15,854,803,547株

発行済株式の総数 8,870,501,392株

過去5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

科 目	2025年3月31日
	金額（百万円）
金銭信託	26,965,640
年金信託	4,133,433
財産形成給付信託	3,970
投資信託	25,371,001
金銭信託以外の金銭の信託	2,431,339
有価証券の信託	16,618,453
金銭債権の信託	12,481,573
土地及びその定着物の信託	249,259
包括信託	18,350,589
その他の信託	0
合計	106,605,262

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

科 目	2025年9月30日
	金額（百万円）
金銭信託	27,891,363
年金信託	4,035,139
財産形成給付信託	2,810
投資信託	27,631,612
金銭信託以外の金銭の信託	2,548,220
有価証券の信託	16,496,499
金銭債権の信託	12,255,316
土地及びその定着物の信託	250,148
包括信託	18,570,642
その他の信託	0
合計	109,681,751

(後略)

### 3【経理の状況】

<更新後>

1. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類ならびに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類ならびに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 1 中間連結財務諸表等

## (1) 中間連結財務諸表

## 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,151,037	1,396,638
債券貸借取引支払保証金	19,715	20,025
買入金銭債権	13,268	12,626
金銭の信託	34,778	32,212
有価証券	1,536,610	1,5371,988
貸出金	3,455,6	3,455,6
	2,567,267	2,460,777
外国為替	38,334	38,517
その他資産	3,5188,131	3,5122,706
有形固定資産	795,363	794,853
無形固定資産	18,531	18,523
退職給付に係る資産	100,500	72,527
繰延税金資産	1,182	901
支払承諾見返	37,774	38,936
貸倒引当金	7,035	5,614
資産の部合計	4,562,461	4,615,621
<b>負債の部</b>		
預金	51,991,250	51,980,466
譲渡性預金	341,210	166,500
コールマネー及び売渡手形	6,755	7,207
借入金	5498,500	5706,000
信託勘定借	950,946	975,398
その他負債	94,786	99,248
賞与引当金	10,852	8,368
変動報酬引当金	239	127
退職給付に係る負債	1,145	1,161
役員退職慰労引当金	200	178
睡眠預金払戻損失引当金	331	183
繰延税金負債	34,100	37,454
支払承諾	7,774	8,936
負債の部合計	3,938,092	3,991,230

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	17,825	17,825
利益剰余金	335,183	325,520
自己株式	79,999	79,999
株主資本合計	520,378	510,715
その他有価証券評価差額金	74,443	89,906
繰延ヘッジ損益	6,400	9,261
為替換算調整勘定	4,313	897
退職給付に係る調整累計額	18,680	13,484
その他の包括利益累計額合計	103,837	113,550
非支配株主持分	153	125
純資産の部合計	624,369	624,390
負債及び純資産の部合計	4,562,461	4,615,621

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書  
中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	108,425	111,396
信託報酬	30,515	31,755
資金運用収益	19,079	23,008
(うち貸出金利息)	10,611	13,062
(うち有価証券利息配当金)	3,440	3,705
役務取引等収益	47,639	48,014
その他業務収益	90	966
その他経常収益	1 11,101	1 7,650
経常費用	78,626	82,908
資金調達費用	6,010	11,373
(うち預金利息)	2,534	3,600
役務取引等費用	18,330	17,248
その他業務費用	31	24
営業経費	2 52,916	2 52,483
その他経常費用	3 1,337	3 1,779
経常利益	29,799	28,487
特別利益	4 1,296	4 11,673
特別損失	5 288	5 163
税金等調整前中間純利益	30,806	39,998
法人税、住民税及び事業税	6,682	12,780
法人税等調整額	1,926	1,201
法人税等合計	8,608	11,578
中間純利益	22,197	28,419
非支配株主に帰属する中間純利益	15	27
親会社株主に帰属する中間純利益	22,182	28,391

## 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	22,197	28,419
その他の包括利益	10,131	9,712
その他有価証券評価差額金	8,767	15,463
繰延ヘッジ損益	596	2,861
為替換算調整勘定	2,347	3,416
退職給付に係る調整額	3,115	5,195
中間包括利益	12,066	38,132
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,050	38,104
非支配株主に係る中間包括利益	15	27

## 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	247,369	17,825	307,440	79,999	492,635
当中間期変動額					
剰余金の配当			27,030		27,030
親会社株主に帰属する中間純利益			22,182		22,182
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	4,848	-	4,848
当中間期末残高	247,369	17,825	302,591	79,999	487,787

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	89,814	6,624	4,507	44,140	145,087	123	637,847
当中間期変動額							
剰余金の配当							27,030
親会社株主に帰属する中間純利益							22,182
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	8,767	596	2,347	3,115	10,131	13	10,117
当中間期変動額合計	8,767	596	2,347	3,115	10,131	13	14,965
当中間期末残高	81,046	6,028	6,855	41,025	134,956	137	622,881

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	247,369	17,825	335,183	79,999	520,378
当中間期変動額					
剰余金の配当			38,054		38,054
親会社株主に帰属する中間純利益			28,391		28,391
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	9,662	-	9,662
当中間期末残高	247,369	17,825	325,520	79,999	510,715

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	74,443	6,400	4,313	18,680	103,837	153	624,369
当中間期変動額							
剰余金の配当							38,054
親会社株主に帰属する中間純利益							28,391
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15,463	2,861	3,416	5,195	9,712	28	9,684
当中間期変動額合計	15,463	2,861	3,416	5,195	9,712	28	21
当中間期末残高	89,906	9,261	897	13,484	113,550	125	624,390

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	30,806	39,998
減価償却費	4,801	2,870
減損損失	-	10
のれん償却額	433	433
持分法による投資損益(は益)	71	20
貸倒引当金の増減( )	178	1,415
賞与引当金の増減額(は減少)	316	2,484
変動報酬引当金の増減額(は減少)	99	111
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	5,636	27,922
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5	15
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	22
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	83	147
資金運用収益	19,079	23,008
資金調達費用	6,010	11,373
有価証券関係損益( )	9,645	5,114
金銭の信託の運用損益(は運用益)	512	764
為替差損益(は益)	13	0
固定資産処分損益(は益)	288	853
退職給付制度改定関連損益(は益)	941	-
退職給付信託返還損益(は益)	354	7,536
貸出金の純増( )減	116,399	106,489
預金の純増減( )	18,494	1,393
譲渡性預金の純増減( )	94,850	174,710
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	92,300	207,500
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減	3,946	51,226
コールローン等の純増( )減	7,892	642
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	84,883	310
コールマネー等の純増減( )	280	452
外国為替(資産)の純増( )減	3,488	182
信託勘定借の純増減( )	50,086	24,451
資金運用による収入	18,305	24,112
資金調達による支出	8,018	13,342
その他	217,331	83,960
小計	483,479	250,374
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	6,535	21,698
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,944	228,676

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32,013	432,042
有価証券の売却による収入	12,005	406,484
有価証券の償還による収入	35,706	42,954
金銭の信託の増加による支出	11	481
金銭の信託の減少による収入	2,172	3,201
有形固定資産の取得による支出	360	7,085
無形固定資産の取得による支出	2,422	1,972
有形固定資産の売却による収入	-	2,720
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2,970	2,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,048	16,006
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	27,030	38,054
非支配株主への配当金の支払額	1	56
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,032	38,110
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,990	1,321
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	471,949	205,251
現金及び現金同等物の期首残高	1,164,498	995,489
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,636,448	1 1,200,740

## 注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社 10社

主要な会社名

みずほ不動産販売株式会社

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

みずほリアルティOne株式会社

(連結の範囲の変更)

合同会社FUNADE他1社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

みずほトラストビジネスオペレーションズ株式会社他2社は清算等により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

## (2) 非連結子会社

該当ありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

## (2) 持分法適用の関連会社 2社

日本株主データサービス株式会社

日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

## (3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

## (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

## 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

## (1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。

6月末日 1社

9月末日 7社

1月末日 1社

7月末日 1社

## (2) 1月末日を中間決算日とする子会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

##### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

##### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準にのっとり、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間連結会計期間末におけるその金額は212百万円(前連結会計年度末は233百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。(追加情報)

当行グループは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁 令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、マクロ経済シナリオ等が信用リスクに与える影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、通商産業政策等の動向及びその波及影響を踏まえたシナリオを用い、将来発生すると見込まれるポートフォリオへの影響を見積り、総合的な判断を踏まえて必要と認められる予想損失額を見積もっております。当該シナリオには米国における関税政策等の影響を考慮した事業環境見通し及び自動車関連サプライチェーンへの連鎖も踏まえた業績悪化懸念等の仮定が含まれております。なお、中間連結財務諸表の作成にあたって用いた上記会計上の見積りの方法及び当該見積りに用いた主要な仮定については前連結会計年度に係る連結財務諸表の(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 変動報酬引当金の計上基準

変動報酬引当金は、当行の役員及び常務執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用：その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益の計上基準

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC事務の受任手数料、不動産ファンドや投資法人に対する運用管理の手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC事務の受任手数料、不動産ファンドや投資法人に対する運用管理の手数料は、契約時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として収受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り行っております。

- ( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(14) グループ通算制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## (中間連結貸借対照表関係)

## 1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	3,718百万円	3,739百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)に当該処分をせず に所有している有価証券	19,720百万円	19,932百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	78百万円	40百万円
危険債権額	7,575百万円	4,341百万円
要管理債権額	7,495百万円	6,176百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	7,495百万円	6,176百万円
小計額	15,148百万円	10,558百万円
正常債権額	2,570,019百万円	2,469,524百万円
合計額	2,585,168百万円	2,480,082百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	75百万円	50百万円

## 5. 担保に供している資産は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
貸出金	40,812百万円	35,812百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,910百万円	1,967百万円
借入金	25,000百万円	16,000百万円

上記のほか、為替決済の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	98,720百万円	99,910百万円

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金	3,418百万円	3,491百万円
金融商品等差入担保金等	190百万円	190百万円

## 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	1,072,537百万円	1,121,687百万円
うち原契約期間が1年以内 のもの又は任意の時期に無 条件で取消可能なもの	805,418百万円	849,840百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 7. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	23,608百万円	21,818百万円

## 8. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託	714,696百万円	680,292百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	9,682百万円	5,536百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
人件費	26,228百万円	28,212百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却損	67百万円	580百万円
転貸にかかる不動産賃借料	248百万円	256百万円
財形貯蓄商品の廃止に伴う費用	53百万円	437百万円

4. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
退職給付信託返還益	354百万円	7,536百万円
為替換算調整勘定取崩益	- 百万円	3,129百万円
過去勤務費用処理額	941百万円	- 百万円

「為替換算調整勘定取崩益」はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の減資に伴い計上したものであります。

「過去勤務費用処理額」は退職給付制度を改定したことに伴い発生した過去勤務費用によるものです。

5. 特別損失には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
固定資産処分損	288百万円	153百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回 第一種優先株 式	155,717	-	-	155,717	
第二回 第三種優先株 式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	2,051,282	-	-	2,051,282	
第一回 第一種優先株 式	155,717	-	-	155,717	
第二回 第三種優先株 式	800,000	-	-	800,000	
合計	3,006,999	-	-	3,006,999	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	27,030	4.61	2024年3月31日	2024年6月3日

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回 第一種優先株 式	155,717	-	-	155,717	
第二回 第三種優先株 式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	2,051,282	-	-	2,051,282	
第一回 第一種優先株 式	155,717	-	-	155,717	
第二回 第三種優先株 式	800,000	-	-	800,000	
合計	3,006,999	-	-	3,006,999	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	38,054	6.49	2025年3月31日	2025年5月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	1,783,884百万円	1,396,638百万円
中央銀行預け金を除く預け金	147,436 "	195,897 "
現金及び現金同等物	1,636,448 "	1,200,740 "

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 借手側

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	1,421	1,758
1年超	2,825	4,044
合計	4,247	5,803

(2) 貸手側

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	254	509
1年超	-	2,037
合計	254	2,546

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注3)参照)。また、現金預け金、債券貸借取引支払保証金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	1,530	1,530
有価証券				
その他有価証券				
株式	146,213	-	-	146,213
国債	106,728	-	-	106,728
社債	-	53,791	-	53,791
外国証券	21,015	-	-	21,015
その他(*1)	11,788	65	-	11,853
資産計	285,745	53,856	1,530	341,132
デリバティブ取引(*2、*3)				
金利債券関連	-	28,567	-	28,567
デリバティブ取引計	-	28,567	-	28,567

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は532百万円であります。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は(595)百万円となります。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	1,340	1,340
有価証券				
その他有価証券				
株式	166,197	-	-	166,197
国債	107,912	-	-	107,912
社債	-	37,979	-	37,979
外国証券	19,272	-	-	19,272
その他(*1)	12,562	67	-	12,630
資産計	305,944	38,047	1,340	345,332
デリバティブ取引(*2、3)				
金利債券関連	-	32,105	-	32,105
デリバティブ取引計	-	32,105	-	32,105

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は533百万円であります。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は4,032百万円となります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	-	-	11,738	11,738	11,738	-
金銭の信託	-	-	30,742	30,742	30,742	-
貸出金					2,567,267	
貸倒引当金(*)					6,802	
	-	-	2,546,497	2,546,497	2,560,465	13,967
資産計	-	-	2,588,978	2,588,978	2,602,946	13,967
預金	-	1,985,907	-	1,985,907	1,991,250	5,342
借入金	-	498,500	-	498,500	498,500	-
負債計	-	2,484,407	-	2,484,407	2,489,750	5,342

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	-	-	11,286	11,286	11,286	-
金銭の信託	-	-	28,320	28,320	28,320	-
貸出金					2,460,777	
貸倒引当金(*)					5,404	
	-	-	2,431,893	2,431,893	2,455,372	23,479
資産計	-	-	2,471,499	2,471,499	2,494,979	23,479
預金	-	1,975,105	-	1,975,105	1,980,466	5,361
借入金	-	706,000	-	706,000	706,000	-
負債計	-	2,681,105	-	2,681,105	2,686,466	5,361

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

### 買入金銭債権

買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能であることから主にレベル3に分類、又は債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類することとしております。

### 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類することとしております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類することとしております。

投資信託は、市場価格又は公表されている基準価額等によっており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1、そうでないものはレベル2の時価に分類することとしております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類することとしております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類することとしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### 貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類することとしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引

当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類することとしております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類することとしております。

負債預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。これらについては、レベル2の時価に分類することとしております。

借入金

借入金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類することとしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

## (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

記載すべき重要な観察できないインプットに関する定量的情報はございません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

記載すべき重要な観察できないインプットに関する定量的情報はございません。

## (2) 期首残高から中間期末(期末)残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権	1,963	-	-	432	-	-	1,530	-

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純 額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	中間期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 及び金融 負債の評 価損益
		損益に計 上	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	1,530	-	-	189	-	-	1,340	-

## (3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次の通りであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「金銭の信託」及び「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)	11,962	11,928
組合出資金等(*2)	15,549	19,427

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 前連結会計年度において、0百万円減損処理を行っております。  
当中間連結会計期間において、3百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	144,245	46,006	98,239
	債券	18,477	18,329	147
	国債	-	-	-
	社債	18,477	18,329	147
	その他	23,334	23,055	279
	外国証券	21,015	20,859	155
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	2,319	2,195	123
	小計	186,057	87,390	98,666
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,967	2,638	671
	債券	142,042	142,410	368
	国債	106,728	106,750	21
	社債	35,313	35,660	346
	その他	11,596	11,939	342
	外国証券	2	2	-
	買入金銭債権	1,530	1,530	-
	その他	10,064	10,406	342
	小計	155,607	156,988	1,381
合計		341,664	244,379	97,285

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	164,773	44,887	119,885
	債券	13,377	13,303	74
	国債	-	-	-
	社債	13,377	13,303	74
	その他	30,387	29,512	875
	外国証券	19,272	19,039	232
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	11,115	10,472	642
	小計	208,539	87,703	120,836
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,423	1,687	263
	債券	132,514	132,907	393
	国債	107,912	107,918	5
	社債	24,601	24,989	387
	その他	3,388	3,469	81
	外国証券	-	-	-
	買入金銭債権	1,340	1,340	-
	その他	2,047	2,129	81
	小計	137,325	138,065	739
合計		345,865	225,768	120,096

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、24百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額の発生はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

## (金銭の信託関係)

## 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

## 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭 の信託	34,778	34,778	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が 取得原価を超え るもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が 取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	32,212	32,212	-	-	-

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次の通りであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	97,360
その他有価証券	97,360
( )繰延税金負債	22,917
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	74,443
( )非支配株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	74,443

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	120,151
その他有価証券	120,151
( )繰延税金負債	30,245
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	89,906
( )非支配株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	89,906

## (デリバティブ取引関係)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次の通りであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	1,378,700	1,378,700	22,753	22,753
	受取変動・支払固定	1,381,000	1,381,000	51,916	51,916
合計				29,163	29,163

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	1,388,700	1,188,700	34,133	34,133
	受取変動・支払固定	1,399,500	1,299,500	62,206	62,206
合計				28,073	28,073

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連取引

該当ありません。

## (3) 株式関連取引

該当ありません。

## (4) 商品関連取引

該当ありません。

## (5) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

## (収益認識関係)

## (1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	108,425	111,396
うち役務取引等収益	47,639	48,014
信託関連業務	35,370	35,883
代理業務手数料	4,260	3,973
証券関連業務手数料	1,683	1,302
預金・貸出業務手数料 (注) 1	421	653
その他の役務収益	5,903	6,202
うち信託報酬	30,515	31,755
うちその他の経常収益 (注) 1	30,271	31,626

(注) 1. 収益認識会計基準の対象となる契約による収益が一部含まれております。

2. 上記の表に記載されている収益認識会計基準の対象となる契約による収益に関しては、主に「コンサルティング部門」、「不動産部門」から発生しております。

## (2) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等については、中間連結貸借対照表上、その他資産及びその他負債に計上しています。当中間連結会計期間及び前中間連結会計期間において、契約資産及び契約負債の残高等に重要性はありません。

## (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当中間連結会計期間及び前中間連結会計期間において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、1年以内の契約及び当行グループが請求する権利を有している金額で収益を認識することができる契約については注記の対象に含めておりません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

みずほフィナンシャルグループ(以下、当グループ)は、持株会社の下で銀行・信託・証券を一体的に運営する当グループの特長と優位性をいかし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。

当行グループは、顧客セグメントに応じた「コンサルティング部門」「不動産部門」「アセットマネジメント部門(AM部門)」「グローバルマーケット部門(GM部門)」の4つの部門に分類して記載しております。

なお、それぞれの担当する事業内容は以下の通りです。

コンサルティング部門：個人・法人のお客さまに向けた総合的なサービスの提供

不動産部門：不動産に関する総合的なサービスの提供

AM部門：投資家、運用会社、事業会社等に対する資産運用・資産管理・年金サービスの提供

GM部門：金利・エクイティ・クレジット等への投資業務等

以下の報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則しております。

なお、2025年4月1日付で組織の一部見直しを行い、お客さまの属性の垣根を取り払い提案力を強化するため、「RB部門」「CIB部門」を廃止し「コンサルティング部門」「不動産部門」を新設しました。

## 2. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益及び固定資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益は、資金利益、信託報酬、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計にE T F 関係損益を加えたものであります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益は、業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益から経費(除く臨時処理分)及び持分法による投資損益を調整したものであります。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益は、市場実勢価格に基づいております。

また、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、当行に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益及び固定資産の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)					
	コンサルティング部門	不動産部門	A M部門	G M部門	その他(注)2	
業務粗利益 (信託勘定償却前) + E T F 関係損益	22,161	28,926	17,824	3,398	640	72,951
経費(除く臨時処理分)	25,164	17,278	11,176	1,669	1,045	56,334
持分法による投資損益	-	-	-	-	71	71
のれん等償却	-	411	-	-	32	444
業務純益 (信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益	3,002	11,235	6,647	1,728	365	16,243
固定資産	16,163	3,420	4,027	857	97,122	121,590

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益を記載しております。

なお、E T F 関係損益の計上はありません。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 2025年4月より組織の一部を見直したこと、また各セグメント及びその他間の配賦方法を見直したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)					
	コンサルティング部門	不動産部門	A M部門	G M部門	その他(注)2	
業務粗利益 (信託勘定償却前) + E T F 関係損益	24,756	29,416	19,392	2,049	515	75,100
経費(除く臨時処理分)	23,458	18,391	10,700	1,448	561	53,437
持分法による投資損益	-	-	-	-	20	20
のれん等償却	-	411	-	-	31	443
業務純益 (信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益	1,297	10,613	8,692	601	35	21,240
固定資産	8,527	3,977	4,103	835	95,933	113,377

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益を記載しております。

なお、E T F 関係損益の計上はありません。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 固定資産の「その他」には、セグメントに配賦していない本部資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。

なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4．報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益と中間連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りです。

(1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
業務粗利益(信託勘定償却前) + E T F 関係損益	72,951	75,100
E T F 関係損益	-	-
その他経常収益	11,101	7,650
営業経費	52,916	52,483
その他経常費用	1,337	1,779
中間連結損益計算書の経常利益	29,799	28,487

(2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前) + E T F 関係損益の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	16,243	21,240
+ E T F 関係損益		
経費(臨時処理分)	3,862	1,397
不良債権処理額(含む一般貸倒引当金繰入額)	-	6
貸倒引当金戻入益等	178	516
株式等関係損益 - E T F 関係損益	9,582	4,953
特別損益	1,007	11,510
その他	67	387
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	30,806	39,998

## 関連情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

## 1. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)					
	コンサルティング部門	不動産部門	AM部門	GM部門	その他	
減損損失	-	-	-	-	10	10

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)					
	コンサルティング部門	不動産部門	AM部門	GM部門	その他	
当中間期償却額	-	411	-	-	21	433
当中間期末残高	-	9,264	-	-	162	9,427

(注)2025年4月より組織の一部を見直したこと、また各セグメント及びその他間の配賦方法を見直したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	みずほ信託銀行(連結)					
	コンサルティング部門	不動産部門	AM部門	GM部門	その他	
当中間期償却額	-	411	-	-	21	433
当中間期末残高	-	8,441	-	-	119	8,560

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額		106円45銭	106円46銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	624,369	624,390
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	153	125
(うち非支配株主持分)	百万円	(153)	(125)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	624,215	624,265
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	5,863,502	5,863,502

## 2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益金額		3円78銭	4円84銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	22,182	28,391
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	22,182	28,391
普通株式の期中平均株式数	千株	5,863,502	5,863,502

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

## (重要な後発事象)

## (株式譲渡による子会社の異動)

当行は、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHとの間で株式譲渡契約を締結し、当行の連結子会社であるMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の全株式を2025年10月1日に譲渡いたしました。なお、本株式譲渡に伴い、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.は当行の連結子会社より除外されることとなります。

## (1)株式譲渡の理由

当行はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.を通して信託事業及び銀行事業を展開してきましたが、事業ポートフォリオ見直しの結果、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHに対し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の全株式を2025年10月1日で譲渡いたしました。

## (2)譲渡する相手会社の名称

STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH

## (3)株式譲渡日

2025年10月1日

## (4)譲渡する子会社の概要

名称：Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

事業内容：信託事業、銀行事業

資本金の額：54百万米ドル

## (5)譲渡する株式数、譲渡前後の所有者株式数及び議決権所有割合

異動前の所有株式数 5,410,000株(議決権所有割合：100.0%)

譲渡株式数 5,410,000株

異動後の所有株式数 0株(議決権所有割合：0.0%)

## (6)譲渡価額及び連結財務諸表に与える影響

譲渡価格：15,313百万円

譲渡益：7,943百万円

## (2) その他

該当事項はありません。

## 2 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表  
中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	1,001,529	1,135,210
債券貸借取引支払保証金	19,715	20,025
買入金銭債権	13,268	12,626
金銭の信託	34,778	32,212
有価証券	1,357,003	1,365,759
貸出金	3,456	3,456
外国為替	2,575,265	2,460,772
その他資産	3,874,3	3,948,3
その他の資産	3,176,563	3,118,921
有形固定資産	5,176,563	5,118,921
無形固定資産	89,112	87,413
前払年金費用	8,130	8,878
支払承諾見返	73,221	52,835
貸倒引当金	3,775	3,893
資産の部合計	6,899	5,484
	<u>4,358,208</u>	<u>4,307,594</u>
<b>負債の部</b>		
預金	5,188,724	5,175,558
譲渡性預金	341,210	166,500
コールマネー	6,755	7,207
借入金	5,495,000	5,706,000
信託勘定借	950,946	975,398
その他負債	85,865	90,370
未払法人税等	18,635	11,056
資産除去債務	880	1,541
その他の負債	66,348	77,771
賞与引当金	8,292	6,501
変動報酬引当金	239	127
睡眠預金払戻損失引当金	331	183
繰延税金負債	22,710	29,220
支払承諾	7,775	8,936
負債の部合計	<u>3,801,850</u>	<u>3,744,004</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,505	15,505
資本準備金	15,505	15,505
利益剰余金	292,521	282,261
利益準備金	171,524	179,135
その他利益剰余金	120,997	103,125
繰越利益剰余金	120,997	103,125
自己株式	79,999	79,999
株主資本合計	475,396	465,136
その他有価証券評価差額金	74,560	89,191
繰延ヘッジ損益	6,400	9,261
評価・換算差額等合計	80,960	98,453
純資産の部合計	556,357	563,589
負債及び純資産の部合計	4,358,208	4,307,594

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	86,455	91,834
信託報酬	30,516	31,758
資金運用収益	15,009	22,511
(うち貸出金利息)	10,626	13,137
(うち有価証券利息配当金)	2,973	6,068
役務取引等収益	29,967	29,747
その他業務収益	95	397
その他経常収益	1 10,866	1 7,420
経常費用	62,931	66,643
資金調達費用	4,075	9,829
(うち預金利息)	599	2,072
役務取引等費用	17,617	15,757
その他業務費用	3	10
営業経費	2 40,060	2 39,832
その他経常費用	3 1,175	3 1,213
経常利益	23,523	25,191
特別利益	4 1,296	4 11,673
特別損失	288	161
税引前中間純利益	24,531	36,703
法人税、住民税及び事業税	4,822	10,888
法人税等調整額	1,752	1,978
法人税等合計	6,574	8,909
中間純利益	17,956	27,793

## 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	247,369	15,505	15,505	166,118	107,626	273,744	79,999
当中間期変動額							
剰余金の配当				5,406	32,436	27,030	
中間純利益					17,956	17,956	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	5,406	14,480	9,074	-
当中間期末残高	247,369	15,505	15,505	171,524	93,145	264,670	79,999

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	456,619	89,200	6,624	95,825	552,444
当中間期変動額					
剰余金の配当	27,030				27,030
中間純利益	17,956				17,956
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)		8,147	596	8,743	8,743
当中間期変動額 合計	9,074	8,147	596	8,743	17,818
当中間期末残高	447,545	81,052	6,028	87,081	534,626

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	247,369	15,505	15,505	171,524	120,997	292,521	79,999
当中間期変動額							
剰余金の配当				7,610	45,664	38,054	
中間純利益					27,793	27,793	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	7,610	17,871	10,260	-
当中間期末残高	247,369	15,505	15,505	179,135	103,125	282,261	79,999

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	475,396	74,560	6,400	80,960	556,357
当中間期変動額					
剰余金の配当	38,054				38,054
中間純利益	27,793				27,793
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)		14,631	2,861	17,493	17,493
当中間期変動額 合計	10,260	14,631	2,861	17,493	7,232
当中間期末残高	465,136	89,191	9,261	98,453	563,589

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

#### 2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3．固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

#### 4．引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準にのっとり、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当中間会計期間末におけるその金額は212百万円（前事業年度末は233百万円）であります。

## (追加情報)

当行は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(金融庁 令和元年12月18日)の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、マクロ経済シナリオ等が信用リスクに与える影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、通商産業政策等の動向及びその波及影響を踏まえたシナリオを用い、将来発生すると見込まれるポートフォリオへの影響を見積り、総合的な判断を踏まえて必要と認められる予想損失額を見積もっております。当該シナリオには米国における関税政策等の影響を考慮した事業環境見通し及び自動車関連サプライチェーンへの連鎖も踏まえた業績悪化懸念等の仮定が含まれております。なお、中間財務諸表の作成にあたって用いた上記会計上の見積りの方法及び当該見積りに用いた主要な仮定については前事業年度に係る財務諸表の(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## (3) 変動報酬引当金

変動報酬引当金は、当行の役員及び常務執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 5. 収益の計上基準

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC事務の受任手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC事務の受任手数料は、SPC事務に係るサービスの対価として受領する手数料であり、契約時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として収受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

## 6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7．ヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り行っております。

( ) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間ごとにグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

( ) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

## 8．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

### (2) グループ通算制度の適用

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	35,780百万円	30,351百万円
出資金	1,950百万円	6,913百万円

## 2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
再貸付けに供している有価証券	19,720百万円	- 百万円
当中間会計期間末(前事業年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	- 百万円	19,932百万円

## 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	78百万円	40百万円
危険債権額	7,575百万円	4,341百万円
要管理債権額	7,495百万円	6,176百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	7,495百万円	6,176百万円
小計額	15,148百万円	10,558百万円
正常債権額	2,578,427百万円	2,470,486百万円
合計額	2,593,576百万円	2,481,044百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	75百万円	50百万円

5．担保に供している資産は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
貸出金	40,812百万円	35,812百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,910百万円	1,967百万円
借入金	25,000百万円	16,000百万円

上記のほか、為替決済の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	98,720百万円	99,910百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	2,532百万円	2,548百万円

6．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	1,073,737百万円	1,122,887百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	806,618百万円	851,040百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託	714,696百万円	680,292百万円

## (中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	9,681百万円	5,536百万円
金銭の信託運用益	512百万円	764百万円

2. 減価償却実施額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	1,001百万円	1,180百万円
無形固定資産	3,311百万円	1,211百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却損	67百万円	127百万円
転貸にかかる不動産賃借料	248百万円	256百万円
新紙幣対応に伴う費用	122百万円	- 百万円
財形貯蓄商品の廃止に伴う費用	53百万円	437百万円

4. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
退職給付信託返還益	354百万円	7,536百万円

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、すべて市場価格がありません。中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	34,980	34,514
関連会社株式	2,750	2,750
合計	37,730	37,264

上記の株式には、出資金を含めております。

**(重要な後発事象)****(株式譲渡による子会社の異動)**

当行は、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHとの間で株式譲渡契約を締結し、当行が保有するMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の全株式を2025年10月1日に譲渡いたしました。

**(1) 株式譲渡の理由**

当行はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.を通して信託事業及び銀行事業を展開してきましたが、事業ポートフォリオ見直しの結果、STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBHに対し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.の全株式を2025年10月1日で譲渡いたしました。

**(2) 譲渡する相手会社の名称**

STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH

**(3) 株式譲渡日**

2025年10月1日

**(4) 譲渡する株式数、譲渡前後の所有者株式数及び議決権所有割合**

異動前の所有株式数 5,410,000株（議決権所有割合：100.0%）

譲渡株式数 5,410,000株

異動後の所有株式数 0株（議決権所有割合： 0.0%）

**(5) 譲渡価額及び財務諸表に与える影響**

譲渡価格：15,313百万円

譲渡益：11,690百万円

- (2) その他  
該当事項はありません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

みずほ信託銀行株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 崇 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 波 竜 太

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 上記の中間監査報告書は、第3 受託者、委託者及び関係法人の情報 1 受託者の状況に記載される(3) 経理の状況を対象としたものです。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

みずほ信託銀行株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 崇 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 波 竜 太

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第156期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 上記の中間監査報告書は、第3 受託者、委託者及び関係法人の情報 1 受託者の状況に記載される(3) 経理の状況を対象としたものです。